

朴大統領を罷免



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2017年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

韓国憲法裁判、史上初

【ソウル共同】韓国憲法裁判所は10日、国会で弾劾訴追された朴槿恵大統領(65)を罷免する決定を言い渡し、朴氏は即時失職した。韓国大統領の罷免は1948年の建国以来、初めて。出直し大統領選が60日以内に行われる。5月9日投票が有力視されている。朴氏は不起訴特権を失い、親友の崔順実被告(60)による国政介入事件を巡り、逮捕、起訴される可能性



朴槿恵氏

韓国の朴槿恵大統領を巡る経過

2013年 2月25日	大統領就任
14年4月16日	旅客船セウォル号沈没事故
16年10月24日	機密資料が事前に親友崔順実被告に渡っていたと報道
25日	国民に謝罪
11月3日	崔被告逮捕
4日	2度目の謝罪
20日	崔被告や大統領府元高官ら計3人を職権乱用罪などで起訴、朴氏の共謀関係認定
29日	条件付き辞意表明
12月6日	17年4月末の退陣受け入れを表明
9日	国会で弾劾訴追案可決
17年1月1日	記者懇談で疑惑を全面否定
3日	憲法裁判所で弾劾審判の第1回弁論
2月17日	サムスン電子の李在鎔副会長逮捕
27日	弾劾審判が結審
28日	特別検察官が朴氏を「収賄容疑者」と判断したと発表。李副会長を起訴
3月10日	憲法裁判所が朴氏罷免を決定

がある。朴氏は2013年2月、韓国初の女性大統領に就任。79年に暗殺された父、朴正熙大統領(当時)と同じく任期を全うできなかった。87年改正の現行憲法下で5年の任

期を終えられなかった大統領は朴氏が初めて。崔被告の国政介入疑惑は昨年から拡大、朴氏の即刻退陣を求める大規模集会が繰り返された。国会は昨年12月、朴氏が崔被告と共謀しサムスン

電子副会長の李在鎔被告(48)側から多額の賄賂を受けたたり、崔被告に国政の機密資料を渡したりしたとして、計13の憲法や法律違反を理由にした弾劾訴追案を可決した。憲法の規定で、在職中の大統領は内乱罪などを除き起訴できないが、検察や特別法に基づく特別検察官は崔被告を強要や収賄罪で起訴し、朴氏と共謀したと起訴状に明記した。朴氏が有罪になれば懲役10年以上の重刑も予想される。大統領選候補者の中では革新系の最大野党「共に民主党」の文在寅前代表が支持率トップで、政権交代の可能性がある。